

令和6年10月31日

復興庁

令和6年度復興庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

令和6年度上半期に行った復興庁調達改善計画の取組のうち、主なものは以下のとおり。

1. 随意契約の見直し

- ・オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページ等に公示することにより3件実施した。

複数業者による見積書の提出：3件／3件（100%）

2. 調達改善に向けた審査・管理の充実

- ・今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった事業者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。
- ・前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について対面で事前審査を行った。

事前審査件数：11件

複数の応札者が確保された案件：6件／11件（54.5%）

- ・一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。
- ・前回の入札等監視委員会で審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果（状況）の報告を行った。
- ・一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。

3. 地方支分部局等における取組の推進

(本庁)

- ・福島復興局の委託事業担当者と随時意見交換を行い、公共調達に適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った（会計監査は下半期に実施予定）。

(福島復興局)

- ・本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全78件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。

4. 調達事務のデジタル化の推進

- ・物品・役務等の調達のうち、一般競争入札案件において、政府電子調達システムを26件活用した。

一般競争入札案件26件のうち、26件（100%）を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。

- ・電子入札率

（電子応札案件数／電子入札案件数）：15件／26件（57.7%）

- ・政府電子調達システムを活用して電子契約を2件実施した。

5. 競争参加者増大のための取組

- ・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、入札説明会を開催したことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
- ・対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これらに加え、政府電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者数が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。

6. 競争性のない随意契約への対応

- ・競争性のない随意契約となる案件2件について、競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。

7. 汎用的な物品・役務の調達

- ・合計24件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。

8. 職員のスキルアップ

- ・他組織が主催する会計に係る研修に参加（本庁1名、地方機関4名）したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解が深まった。

9. 総合評価、企画競争の効果的な活用

- ・総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは95.5%であった。

総合評価： 8件／ 9件（88.9%）

企画競争： 13件／ 13件（100%）

10. 調達改善に資する情報共有

- ・内閣官房行政改革推進本部がとりまとめている一者応札の改善に向けた取組等について、職員用掲示板に掲載することにより職員に対して調達改善に資する情報共有を図った。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○		随意契約の見直し	少額随意契約案件の対応として、引き続きオープンカウンター方式を積極的に活用し、公平性、透明性、競争性の確保に努める。	オープンカウンターを推進することにより、公平性、透明性、競争性が確保されると考えられるため。	A	H28	備品及び定期的に購入する消耗品については、引き続き全てオープンカウンター方式により調達する。	R7年3月まで	A	H28	オープンカウンター方式を活用し、定期的に購入する消耗品など、ホームページ等に公示することにより3件実施した。	A	複数事業者による見積書の提出 3件/3件(100%)	前年度に引き続き、ホームページ等に公示し調達情報が得やすくすることにより、公平性、透明性、競争性が図られた。	R6年4月～R6年9月	年度により、購入品目、予定数量及び配送コストが異なるため、単純比較が難しく、コスト削減効果の検証が難しい。	引き続き重点的な取組とし、新規事業者の参入機会を増加させるように努める。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	①一者応札となった場合には、事後において仕様書を取得した事業者で入札に参加しなかった者に対しヒアリング等を実施することにより、原因を調査し改善策を検討する。 ②前年度に一者応札となった調達案件については、会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において、チェックリストの活用等により、調達内容、資格要件等の改善策について事前審査を行う。 ③外部委員により構成される入札等監視委員会において、一者応札になった案件を優先的に抽出し審査を行う。 ④入札等監視委員会が審議された一者応札の案件については、改善策の結果について、その後の同委員会において報告する。 ⑤一者応札となった個別案件及びその要因・改善策について集約し、調達担当者に情報共有を図る。		A	H25	一者応札になった案件を審査又は審議することにより、特に役務契約については、履行体制を整えるための準備期間の確保ができるよう、公告日及び開札日を早める等、次回以降の入札において改善できるよう取り組む。	R7年3月まで	A	H25	①今年度に一者応札となった案件は、仕様書を取得し入札に参加しなかった事業者等に対して原因を調査するためヒアリングを実施し、今後に向けた改善策の検討を行った。 ②前年度一者応札となった案件については、今年度の調達の前に入札・契約手続審査委員会を開催し、改善策について対面で事前審査を行った。事前審査件数:11件 ③一者応札となった案件等から抽出し、外部委員により構成される入札等監視委員会において審議を行った。 ④前回の入札等監視委員会が審議された一者応札に対する改善策について、同委員会において結果(状況)の報告を行った。 ⑤一者応札となった個別案件については、その要因及び改善策を調達担当者間で情報共有を図った。	A	入札・契約手続審査委員会において事前審査した案件のうち、複数の応札者が確保され、改善が図られた。 複数の応札者が確保された案件 6件/11件(54.5%)	一者応札となった案件については、公告期間を長く確保することや、仕様内容に応札者要件の緩和等の改善点がないか見直し等を行い、競争性の確保が図られた。	R6年4月～R6年9月	改善されなかった一者応札案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、直ちに改善につながらない面があるが、改善された案件を分析すると、応札者要件の緩和や事業内容の見直しの取組が有効であったことから、今後も継続して実行していく。	一者応札の改善のため、原因の調査、事前審査、事後審査を引き続き実施していく。
○		地方支分部局等における取組の推進	本庁から福島復興局に対し、調達改善計画の自己評価結果等の情報共有を図る。 福島復興局は委託先に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ調達改善の重要性についての理解を図る。 ※調達業務を行っている地方支分部局等は福島復興局のみ	本庁及び福島復興局委託事業担当者との間で、公共調達の適正化、調達改善の取組について、随時意見交換を行うことにより、適切な調達ができると考えられるため。	A	H29	・本庁は、福島復興局に対して調達改善の重要性についての指導を行う。 ・福島復興局は、各市町村等の条例等に配慮しつつ、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図る。	R7年3月まで	A	H29	(本庁) 福島復興局の委託事業担当者と随時意見交換を行い、公共調達の適正化、調達改善の取組について、認識の共有を図った(会計監査は下半期に実施予定)。 (福島復興局) 本庁からの指導を基に、委託先の市町村等における契約全78件について、復興庁が取り組む調達改善の重要性について理解を図るとともに、適正な調達が行われるよう助言を行った。	A	-	市町村等と事業者との契約においては、法令に基づき適正な調達が行われたことが確認できた。	R6年4月～R6年9月	委託先である市町村等に対し、各市町村等の条例等に配慮しつつ、調達改善の重要性についての理解を得られるよう、復興庁が行う調達改善の取組を今後も継続的に情報提供する。	引き続き重点的な取組とし、市町村等の契約において適正な調達が行われるように情報発信に努める。
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一般競争入札等の調達事務手続きにおいて、政府電子調達システムを活用する。 利用率向上のためホームページ等において利用促進に関する記述を追記するなど事業者への周知等を実施。		A	R5	・電子入札案件数が前年度を上回るとともに、電子入札率が80%になるよう取り組む(令和5年度における電子入札案件数は10件、電子入札率は50%)。 ・左記システムを活用して電子契約を実施する。	R7年3月まで	A	R5	物品・役務等の調達のうち、一般競争入札案件において、政府電子調達システムを26件活用した。	A	一般競争入札案件26件のうち、26件(100%)を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 ・電子入札率 (電子応札案件数/電子入札案件数) 15件/26件(57.7%) ・政府電子調達システムを活用して電子契約を2件実施した。	政府電子調達システムを活用することにより、調達事務の効率化や事業者の負担軽減が図られた。	R6年4月～R6年9月	電子入札率向上のため、事業者に対する利用促進の働きかけが必要である。	引き続き共通的な取組とし、電子入札率が80%になるように努める。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
 電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
 電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
 電子応札率=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
 電子契約案件数=契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
 電子入札によらない電子契約案件数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度 ※2 進捗度
 A+: 効果的な取組
 A: 発展的な取組
 B: 標準的な取組
 ・A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
 ・B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 ・C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
 (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
競争参加者増大のための取組 ・入札予定案件の事前公表を行う。 ・競争参加者の準備期間の確保のため、入札公告時期の早期化及び公告期間の十分な確保を図る。 ・競争参加資格の緩和が可能なか検討を行う。 ・仕様書において、特定の事業者のみが参入可能な事業内容となっていないか等の見直しを行う。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者に対し内容の理解促進を図る。 ・類似調達における競争参加者等を調査し、事業者に対し、入札案件への積極的な案内を行う。 ・より多くの事業者が入札説明書等の受取ができるよう、手交のみとしていた交付方法を、電子メールによる交付も可能とする。	継続	-	・調達予定情報についてホームページへ事前公表、公告時期の早期化、公告期間の十分な確保、競争参加資格の緩和、仕様内容の見直しを図ることに加えて、入札説明会を開催したことにより、新規の入札参加者があり、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。 ・対面及び電子メールによる入札説明書等の交付を行ってきたが、これに加え、政府電子調達システムによるオンライン配布も可能とした。その結果、資料の受領者が増え、競争参加者の増加に繋がったと考えられる。
競争性のない随意契約への対応 ・競争性のない随意契約については、復興庁入札・契約手続審査委員会等により、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。	継続	-	新たに競争のない随意契約となる案件2件について、競争性のある契約への移行可否を検討したが、競争性のない随意契約が妥当であると確認した。
汎用的な物品・役務の調達 ・汎用的な物品・役務の調達については、内閣府等と共同調達を行っており、今後とも共同調達に参加できるものは積極的に参加し、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。	継続	-	合計24件について共同調達に参加したことにより、事務の効率化が図られた。
職員のスキルアップ ・本庁及び地方機関における会計担当職員の異動者を中心に、他組織が主催する会計に関する研修に積極的に職員を参加させ、職員の調達実務のスキルアップを図る。	継続	-	他組織が主催する会計に関する研修に参加(本庁1名、地方機関4名)したことにより、会計事務担当者の調達改善に対する理解が深まった。
総合評価、企画競争の効果的な活用 ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を引き続き設定する。	継続	総合評価落札方式、企画競争による調達において、ワークライフバランス等推進企業を評価する項目を設定したものは95.5%であった。 総合評価:8件/9件(88.9%) 企画競争:13件/13件(100%)	-
調達改善に資する情報共有 ・契約手続きを中心に、職員用掲示板を活用して職員へ周知しているが、一者応札の改善に向けた取組等についても、同様に掲載させることにより更なる情報共有を図る。	新規	-	内閣官房行政改革推進本部がとりまとめている一者応札の改善に向けた取組等について、職員用掲示板に掲載することにより職員に対して調達改善に資する情報共有を図った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 阿部 博友 名古屋商科大学ビジネススクール教授 】 意見聴取日【 10月16日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○事前審査件数11件のうち複数の応札者が確保された案件は6件で割合は54.5%であった。引き続き改善に向けた努力が必要である。なお、一者応札となった案件について入札等監視委員会で審議したり、要因や改善策を調達担当者間で情報共有を図るなどの取り組みは評価できる。今後共継続するよう務められたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○競争参加者増大のための取組	○競争参加者増大の為に、HPへの事前公表や公告時期の早期化が図られた。入札説明書のオンライン配布を行うなど、競争参加者増大に向けた取り組みは評価できるので、今後も継続されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き様々な取り組みを実施して、競争参加者増大に向けて取り組んでまいりたい。
○総合評価、企画競争の効果的な活用	○総合評価、企画競争の効果的な活用に向けて、ワークライフバランス推進企業を評価する項目を設定することは、企業における適正な人事システムを推進するために有効な取り組みである。今後もこうした指標の設定比率を100%に引き上げるべく尽力されたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、設定できなかった原因分析を行い、今後、同種の業務でどのように取り扱うのか検討してまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 櫻谷 隆夫 公認会計士・税理士 】 意見聴取日【 10月7日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○随意契約の見直し	○単純比較が難しく、コスト削減の効果の検証が難しいとしても、競争性を高める努力をすることで、合理的コストでより良い品質の確保に努めることが必要。	○ご意見の趣旨を踏まえ、オープンカウンター方式を活用し、公平性、透明性、競争性を確保してまいりたい。
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○事業内容の特殊性や専門性が高く、直ちに改善効果につながらないものもあると思うが、効果の改善には絶えざる見直しが必要であり、どのような見直しが行われたのか改善に向けた継続的な取り組みなどに関心を持って、事業者に対応してもらいたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○地方支分部局等における取組の推進	○効果を高めた市町村の取組や条例等を他の市町村などに参考として提示し、市町村でより適正な取り組みができるように努められたい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、福島復興局と密に連携を取り、適正な調達が行われるように取り組んでまいりたい。
○調達事務のデジタル化の推進	○事業者のデジタル化に対する取り組みを進めるに当たって、利用するにあたってのハードルの高さなど、何故活用が進まないかなど事業者の課題などを問い合わせをするなどし、当方が改善をするべきことはないかなど当方としても改善に向けた積極的な取り組みが必要である。	○ご意見の趣旨を踏まえ、取り組みの目標を達成するため課題解決に努めてまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【 吉村 典久 慶応義塾大学法学部教授 】 意見聴取日【10月15日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○調達改善に向けた審査・管理の充実	○「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成 27 年1月 26 日行政改革 推進会議)で示された政府の方針にしたがって、令和6年度における復興庁の調達改善の取組は、オープンカウンターの推進、ヒアリングや一者応札となった個別案件及びその要因・改善策の実施を通じて、着実になされているものと認められる。	○ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き一者応札となった案件について、要因の分析及び改善に向けた取り組みを推進し、調達改善に向けた審査・管理の充実に努めてまいりたい。
○調達のデジタル化の推進	○少額の調達案件においては、インターネット取引の活用なども検討されてしかるべきである。	○ご意見の趣旨を踏まえ、どのように活用できるのか検討してまいりたい。
○職員のスキルアップ	○調達に関係する職員が、会計に関する知識やノウハウを習得できる機会を確保し、それを全体に普及させていくと共に、内部監査の活用によって客観性や透明性の向上を図ることが望ましい。	○ご意見の趣旨を踏まえ、職員の調達実務のスキルアップを図ってまいりたい。